

第2回鳥取地方裁判所委員会及び第2回鳥取
家庭裁判所委員会（合同開催）議事概要

1 開催日時

平成16年2月6日（金）午後1時30分～午後4時20分

2 開催場所

鳥取地方・家庭裁判所大会議室

3 出席者

（委員・五十音順）

生駒尚秋（地裁委員），伊藤寿之（地裁委員），及川敬貴（地裁委員），重吉孝一郎（地・家裁委員長），高取憲一郎（家裁委員），竹本芳宏（家裁委員），福田忠司（家裁委員），福田仁志（地裁委員），藤岡正義（地裁委員），松尾昭彦（家裁委員），三田三香子（地・家裁委員），安田寿朗（地・家裁委員），山田陽三（地裁委員），矢本忠嗣（地・家裁委員），渡部晃治（家裁委員）

（事務担当者等）

地裁：重吉進事務局長，栗栖清次民事首席書記官，喜多村浩海刑事首席書記官，
廣田英利総務課長

家裁：木村淳一事務局長，小俣敏生首席家裁調査官，若槻憲吉首席書記官，
筒井保総務課長（司会），五十嵐康夫総務課課長補佐（書記）

4 議題

- (1) 第1回委員会の提案事項等に関する取組結果報告
- (2) テーマについて
- (3) 各委員から事前に提出された質問等について
- (4) 次回の開催について

5 議事

- (1) 委員長あいさつ
- (2) 各委員の紹介
- (3) 第1回委員会の提案事項等に関する取組結果報告

裁判所所在地図入り封筒の作成や住所・電話番号を表示したパンフレット，リーフレットの備置きの全庁化，広報プロジェクトチームの立ち上げ等について，木村事務局長が報告した。

- (4) 「裁判所の広報について」と「土・日曜日などの勤務時間外の裁判所の業務（サービス）について」というテーマを含めた「市民に身近な裁判所とするために」をテーマとし、各委員から事前に提出された質問等に対する回答を含め、裁判所の現状について説明し、意見交換した（発言要旨等は別紙のとおり）。
- (5) (4)以外の質問等（司法制度改革の概要，裁判員制度，調停委員の選考方法）について，山田委員，松尾委員，木村事務局長から説明した。
- (6) 次回委員会も地家裁合同開催
開催日時 平成16年7月15日（木）午後1時30分
テーマについては，今回と同様，事前に各委員から提案してもらい，当日決めることとした。
- (7) その他
議事概要の確定方法について決めた。

以 上

(別紙)

テーマ等に関する発言要旨等

<テーマについて>

(報道機関に一時退室を求めた。報道機関退室後)

委員長 各委員から事前に提出された四つのテーマのうち、「裁判員制度について」は、質問としての提出もあり、後で裁判所の方から現時点の裁判員制度について御紹介してはどうかと思う。「市民に身近な裁判所とするために」、「裁判所の広報について」及び「土・日曜日などの勤務時間外の裁判所の業務（サービス）について」の三つのテーマについては、大きな意味では、「市民に身近な裁判所とするために」として一つにまとめることも可能と思うので、他の二つを含めて「市民に身近な裁判所とするために」をテーマとしてはどうかと思う。

- 委員が裁判所の主要な業務の中身について学び、きちっと共通の認識を持った上で、「市民に身近な裁判所とするために」をテーマとして意見交換してはどうかと思う。
- 私が「市民に身近な裁判所とするために」というテーマを提案したが、私自身も含め、裁判所については報道等で知っている程度ではないかと思う。今回は合同開催なので、全員で議論できるテーマではないかと考え、提案した。
- この委員会は法曹の委員だけではなく、むしろ、それ以外の委員が多い。合同開催でもあり、一般的と思われるこの三つのテーマについて議論してもらうのがいいと思う。
- 「裁判所の広報について」というテーマは私が提案したが、大きな意味で、「市民に身近な裁判所とするために」というテーマに含まれると思うし、今回は総論として、すべてをテーマとすることでいいと思う。

全委員 委員長提案のとおり、三つすべてをテーマとすることとした。

<報道機関に対する公開について>

委員長 テーマが決まったので、このテーマでの意見交換を報道機関に公開していかどうかを決めていただきたい。原則として報道機関には公開と

なっており、意見交換等の中で差し支えがあれば非公開となるが、今回の委員会はテーマがあらかじめ決まっていなかった上、報道機関の面前において、意見交換を非公開にするか否かの議論はしにくいかも知れないと考えたので、委員長判断で報道機関に一時退室してもらおうという形をとった。各委員に差し支えがなければ、公開するというので、よろしいか。

- 今後は、テーマが決まっていなくても、初めから公開にしておいて、差し支えがあった段階で非公開としてはどうか。
- 市民に身近な裁判所という話をするのだから、公開でいいと思う。
- 各委員の中で、公開が相当でないと思っている委員がいれば、自由にその意見を述べてもらうことができるよう、このような形をとったのだと思う。
- 私は、最初から公開でいいと思う。
- 私は、公開の相当性について動議が出た段階で、報道機関に退室してもらってから、公開するかどうかを決めればいいと思う。
- 例えば、ここから先は非公開とするので退室してもらい、その話が終わったら、また入ってもらおうということもあり得ると思う。

委員長 それでは、公開について動議が出た段階で、報道機関に退室してもらって、公開について話し合うという運用でよろしいか。

全委員 異論なし
(報道機関入室)

<テーマに関する鳥取の裁判所の現状についての説明と各委員の意見等>

裁判所見学会について

(委員から事前に質問等のあった裁判所見学会の実情について、重吉事務局長が説明した。)

- 裁判所が主催する見学会ではなく、鳥取県弁護士会が主催する見学会で、取材が裁判所から駄目と言われたことがある。同じ見学会なのに、主催が違くと、なぜ取材ができないのか。

委員長 裁判所は、非常に中立性、公平性ということを考えている。裁判所の

主催又は共催であれば、裁判所のコントロールのもとに見学会が進む。

ところが、裁判所が主催等をしない場合は、見学会を主催した団体が裁判所の中で独自のレクチャー等を行うことになったとしても、それを制止することができない。また、説明の内容によっては、別の立場の人が、裁判所はそういう説明を裁判所の中でさせるのか、それだったら、こちらの方もこちらの立場でさせてほしいという形で言われたときに、裁判所が困ることになるのではないかと懸念している。問題となった見学会についても、今後、検察庁も含めた共催で行ってはどうかと考えている。

例えば、弁護士会に裁判所と検察庁が共催として加わり、弁護士会、検察庁、裁判所がそれぞれの立場で説明を行い、見学風景を報道機関に取材してもらってはどうかと考えている。

- 弁護士会が主催する見学会の風景を取材することについて、報道機関が裁判所へ申し込んだ場合は、基本的には了解してほしい。裁判所の主催でなくても、撮影するのは報道機関なのだから、全く問題ないのではないか。また、米子の裁判所の見学会の際、裁判所の玄関の前で記念写真を撮ろうとしたら裁判所から制止された。写真は庁舎敷地外から撮影してほしいとのことだった。開かれた裁判所という姿勢からは奇異に感じるし、世間常識からしてもおかしいことだと思う。
- 裁判所は中立公正というものをそこまで慎重に考えているということを理解していただきたい。取材のできなかつた弁護士会主催の裁判所の見学会については、報道機関と弁護士会とが話し合っただけで、裁判所は関与していなかったという経緯があった。
- 裁判所が主催した見学会の場合、玄関の前で記念写真を撮っているのか。

(委員長が、そういう例はない旨回答した。)

- そういう申出があった場合、裁判所が主催するのだから、当然に許可されるべきだと思う。
- 今までは必要性があって、そういう取扱いをしてきていると思うが、身近な裁判所にするためにどこに問題があるのかということ話し合う

のが今回だと思う。

- 学生が裁判所の見学を申し込んだ場合、例えばレポートを書いたり、小学生だと絵を描いたりすると思うが、そのための写真撮影の許可についてはどうか。

(委員長が、空き法廷の見学風景の写真撮影を認めていることを説明した。)

- 報道機関に対する委員会の議事の公開についての議論の中でも感じたが、公開については難しい側面があることに気付いた。裁判所には見えないルールがあるようで、それが身近でないことを色濃くしているのではないかと思う。取材の点についても、この委員会の中で、いろいろ議論をしていけばいいと思う。

勤務時間外の裁判所の業務（サービス）について

(土・日曜日を含む勤務時間外の当直事務の現状等について、重吉事務局長が説明した。)

- 休日の調停、時間外の調停等、使いやすい裁判所にといい議論があると思うが、裁判所の検討状況や裁判官の意識についてはどうか。また、当直での書類の受理等について、ホームページに掲載してはどうか。

委員長 私の知る限りで、今の時点では、そういう議論をしたことはない。庁舎管理や職員の出勤の問題等もあり、今すぐには難しいと思う。また、当直での文書受付に関するホームページの掲載については、広報プロジェクトチームで検討させることとする。

裁判所の相談窓口について

(委員から事前に質問のあった裁判所の相談窓口の現状等について、地裁は栗栖民事首席書記官、家裁は若槻首席書記官が説明した。)

- 相談担当者は、特別な資格等を持っている人か。

(原則として地裁は書記官が、家裁は書記官及び家裁調査官が担当している旨、栗栖民事首席書記官及び若槻家裁首席書記官が説明した。)

- 裁判所がどういう相談に応じられるのかについて、利用者に伝わるような広報がされているか。
- パンフレットとかホームページとか、相談についてのアナウンスはどうか。

(最高裁作成のリーフレットが10種類以上用意してあること及び調停相談会のPR等について、栗栖民事首席書記官が説明した。)

裁判関係での性別データについて

(委員から事前に質問のあった裁判関係での性別データについて、裁判所関係は松尾委員が、検察庁関係は矢本委員が、弁護士会関係は安田委員が、それぞれ説明した。)

裁判所のホームページについて

(委員から事前に質問のあった裁判所のホームページについて、重吉事務局長が説明した。)

鳥取の裁判所が実施しているアンケートについて

(アンケート「利用者の声」の内容について、重吉事務局長が説明した。)

- アンケート実施後、1年3か月の期間にしては、提出者数が少ないのではないか。

(アンケートは自発的に提出してもらっていること、アンケートの設置場所等を委員長及び重吉事務局長が説明した。)

- 利用者の御意見に対して、裁判所はどのような形で活用しているのか伺いたい。

なお、その活用方法等については、直接又は個別ではなくても、何らかの方法で伝えるべきだと思う。

(どの部署に対する御意見なのか調査し、その事項について改善すべき点は指導等を行うなどして内部的に活用していることを重吉事務局長が説明した。)

- 私のところでも利用者から御意見をいただいているが、その際には、公表していかどうかについての質問を設け、アンケートに○を付してもらっている。
- アンケートを出したとしても、その結果がどうなったのか示されないと、出しても意味がないという感じになってしまうと思う。

<その他の意見>

裁判員制度について

- 裁判員制度は画期的な制度だと思うし、裁判所からの情報提供が必要

だと思ふ。

- 裁判所見学や法廷傍聴をもっとしてもらふ努力が必要だと思ふ。それが、裁判員制度の充実にもつながると思ふ。

調停制度について

- 裁判員制度の説明があつたが、複雑になっているのは、むしろ我々の世界の方であるから、調停制度そのものが我々の方に動いて来てほしいと思ふ。
- 弁護士という職業があるように、調停を専門とする職業があればいいのではないか。
- いろんな相談機関があるが、例えば県の相談担当者の中から調停委員を選任するという方法もあると思ふ。
- 県庁は鳥取県の人材の宝庫だと思ふので、県庁の関係者の中から人材を得るなど、そういう抜本的なことを考える必要があると思ふ。

以 上